

年　月　日

## 債権回収業務依頼について

以下の点について、ご了解いただけましたら、チェックボックスにチェックをし、ご記名ご捺印の上、申込書と一緒にお送りください。

### □ 業務について

本債権回収業務は、任意回収業務となっております。

任意回収とは、普通郵便による通知督促及び電話による架電督促です。

本債権回収業務は、裁判による回収業務は含まれておりませんが、別途ご相談は可能です。

なお、任意回収業務のみですので、必ずしもご期待に沿う結果とはならないことをご了承ください。

### □ 時効について

一般的に、整備代金等の時効期間は、3年といわれております（民法170条、平成28年2月9日現在）。また、単なる売買代金の時効期間は、2年となっております（民法173条、平成28年2月9日現在）。従って、時効期間が経過している未収金については、相手方から時効を使う意思表示がなされると消滅します。ただし、相手方から時効を使う意思表示がない限りは請求することは可能です。なお、令和2年4月1日より、民法改正に伴い、債権の消滅時効が一律5年となりました。従って、令和2年4月1日以降の整備や売買により発生した未収金の時効は5年となります。

### □ 入金について

相手方には、当所の口座を案内しておりますが、依頼会社様にご入金される方がいますので、その場合は、必ずご連絡ください。なお、依頼会社様にご入金があった場合でも、当所へのご依頼以降の入金は、報酬（手数料）の対象になります。また、ご依頼以前の入金であっても、ご依頼以降に入金が発覚した場合は、手数料の対象となりますので、ご依頼の際は、入金のご確認をお願いします。

### □ 報酬（手数料）について

報酬（手数料）は、相手方から入金があった場合にのみ、発生します。当所報酬は回収金額の25%です。精算は、毎月に末日で締めて、それぞれの組合等に精算します。精算の際の事務手数料等が別途発生する場合もありますので、当該手数料については、それぞれの組合にご確認ください。

### □ その他費用について

住民票調査、内容証明郵便による督促、裁判による請求については、別途実費及び費用がかかります。

当該手続きを行うか否かについては、相談の上、とり行いますので、ご希望であればご相談ください。

以上、貴所における債権回収業務について了解しました。

御社名

印